

休日保育を利用できるのは？

- ・認可保育所・認定こども園（保育園利用）・小規模保育事業 A 型、B 型、C 型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用している
 - ・平日の利用理由と同様の理由での利用希望
 - ・満 1 歳以降かつ離乳食が完了している
- ★平日利用と利用理由が異なる場合は、お問合せください。

休日保育を行う日

- ・当園が定める日曜日（月 2 回）
★詳しくは、お問合せください
- ・開所時間：8：30～17：30
- ・給食、おやつの提供はありません。持参をお願いします。
水分補給；乳児は麦茶提供。幼児は水筒（甘くない飲み物）持参。

利用のステップ

利用登録（年 1 回）→親子面談→利用申し込み

- ・登録面談の際に必要な書類
「休日保育児童状況確認書」（平日利用施設が記入）
「休日就労（予定）証明（申告）書」等（就労先等が記入）
「休日保育利用登録申請書」（保護者記入）
「教育・保育給付認定決定通知書の写し」

利用申し込み（月ごと）

- ・毎月「申し込み締め切り」と「利用決定日」が設定されています
- ・利用決定日までに当園より決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。
★詳しい日程は、お問合せください
- ・利用申し込みに必要な書類
「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」（平日利用施設より確認を受ける）

★お問合せ

つどいの森もみの木こども園

横浜市青葉区もみの木台 16-13
045-901-3260